

現 場 説 明 書

工事名 宮崎大学(清武2)環境整備(外灯)工事

令和8年8月

宮崎大学施設環境部

- 1 工 事 名 宮崎大学(清武2)環境整備(外灯)工事
- 2 工 事 場 所 宮崎県宮崎市清武町木原5600番地(宮崎大学清武2団地構内)
- 3 完 成 期 限 令和 9 年 3 月 26 日 (金曜日)

4 一 般 事 項

現場説明書の適用方法

- (1) ・印で始まる事項については、○印を付した事項のみ適用する。
- (2) 文中及び表中の各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については記入してある事項のみ適用する。
- (3) —印又は×印で抹消した事項は全て適用しない。

5 施工に関する事項

(1) 工事用地

範囲は別図のとおりとし、使用にあたっては「工事用地使用許可願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。ただし、工事用地の借料は無償とする。

(2) 仮設物の設置等

① 仮設建物等

仮設建物等を設置するときは、「仮設物設置許可願」を監督職員に提出して発注者等の承諾を得ること。

② 障害物の撤去又は移設

障害物の撤去又は移設をするときは、別図及び監督職員の指示により行うこと。

③ 仮囲い等

仮囲い等を設けるときは、別図及び監督職員の指示に従うこと。

④ 監督職員事務所

・設ける (号) ○設けない

号	1	2	3	4	5	6
規 模 (㎡)	10内外	20内外	35内外	65内外	100内外	

⑤ 仮設物等の維持管理等

仮設物は、施工、監督及び検査に便利かつ安全な材料構造でかつ関係法規に準拠して設置するものとし、常に維持保全に注意すること。

⑥ 墜落制止用器具の着用について

労働安全衛生法施行令第13条第3項第28号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号)による墜落制止用器具(フルハーネス型墜落制止用器具, 胴ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等)とする。

⑦ その他

(3) 工食用電力等

- ① 工食用電力、電話、給水、排水等は受注者において手続きの上設置し、その費用及び使用料は受注者の負担とする。
- ② 工食用電力
 - 電力会社と協議の上引き込む ・構内より分岐できる
 - 発電機を使用する(低騒音型) ・最寄りのコンセントを使用できる
- ③ 工食用電話
 - ・構外より引き込む
 - 携帯電話等で対応する
- ④ 工食用給水
 - ・構外より引き込む
 - 構内より分岐できる(分岐位置は別途指示する)
 - ・さく井する
 - ・給水タンク等を使用する
- ⑤ 工食用電力、電話、給水の分岐位置は別図により、排水は別図又は監督職員の指示による。
- ⑥ 工事にあたり、構内の電気、電話、上水道、下水道施設を使用するときは「電力使用願」、「電話使用願」、「上(下)水道使用願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。
- ⑦ その他
~~施設内のトイレを作業員等は使用することができる。位置は別図による。~~
~~工食用電力・工食用給水を構内より分岐して使用する場合は、分岐点に積算電力計・量水器を取り付ける。尚、使用料は 医学部管理課 に支払うこと。~~

(4) 工事写真等

- ① 工事写真等は、文部科学省が定めた「工事記録写真撮影要領」により撮影し、次表のものを提出すること。

区分	大きさ	種類	組
現況写真	サービス判	カラー	1(データ共)
工事写真	サービス判	カラー	1(データ共)
完成写真	サービス判	カラー	1(データ共)

※完成写真等はファイルし、表紙に工事名、工期を記入し、撮影方向等を明示した配置図、平面図を添付すること。

- ② その他
質疑回答書、現場説明書、特記仕様書及び設計図(発注図)のA3版2つ折り製本を3部、特記仕様書及び設計図(発注図)のA1版2つ折り製本を1部提出すること。

(5) その他

- ① ~~工事関係車両の構内通行及び、第三者安全対策について十分注意すること。~~
- ② ~~騒音、振動、粉塵、臭気を伴う作業は、工事エリア外に影響が及ばないように留意すること。~~
- ③ ~~大学施設は全面禁煙となっているため、現場内及び現場事務所も禁煙とする。~~
- ④ ~~構内では受注業者名が入った腕章、名札等を常時着用すること。~~
- ⑤ ~~入学試験、学内試験、その他主要な大学行事等の際は、工事を中止することとし、その内容及び詳細な対応については、監督職員の指示による。~~
- ⑥ ~~鍵は、各組(一組は同一鍵 3 本)毎に鍵札(アクリル製)を付け、キープラン及び鍵リストを添えて鍵箱(鍵掛け付き)に納めて提出すること。~~
- ⑦ ~~本工事期間中、宮崎大学本花団地内での施工者で結成される宮崎大学本花団地安全協議会に参加し、毎月団地内での安全管理についての協議、情報の周知を行うこと。~~

6 契約に関する事項

(1) 国立大学法人宮崎大学が定める工事請負契約基準（以下、「基準」という。）の運用

① 基準第3の規定による、

工事費内訳明細書

☐ 提出する。
・提出しない。

なお、工事費内訳明細書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

工 程 表

☐ 提出する。
・提出しない。

② 基準第18、第19及び第20の規定により設計変更を行う場合は、「文部科学省発注工事請負契約における設計変更ガイドライン」に基づき、実施する。

③ 基準第20の規定による工事の一時中止に係る計画の作成

ア 基準第20の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。

なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。

イ 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

~~④ 基準第26第1項の規定により請求する場合は、発注者又は受注者から請求のあった日から起算して、残工事の工期が2月以上ある場合とする。~~

~~⑤ 基準第26第2項の残工事代金額を算出する根拠となる残工事量を確認する場合において、工事の工程が受注者の責により遅延していると認められる場合は遅延していると認められる工事量を残工事量に含めないものとする。~~

⑥ 基準第30第4項にいう「請負代金額」とは、損害を負担する時点における請負代金額をいう。

⑦ 天災、その他不可抗力による1回の損害合計額が前項にいう請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を越えるときは20万円）に満たないものは損害合計額とみなさないものとする。

~~⑧ 基準第30第4項ただし書きの規定を適用する。（災害応急対策又は災害復旧に関する工事に限る）~~

~~(2) 入札の保証について~~

~~競争入札に参加しようとする者（以下、「競争加入者」という。）は、以下の①から⑤までのいずれかを提出しなければならない。~~

~~① 入札保証金及び入札保証金納付書~~

~~ア 入札保証金は、競争加入者の見積る入札金額（税込み）（以下、「見積金額」という。）の100分の5の金額以上に相当する金額の金銭を入札保証金納付書を添付して「国立大学法人宮崎大学出納役財務課長 佐坂則明」に納付すること。~~

~~イ 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金は、宮崎大学契約事務取扱規程第二十八条の三項の規定により本法人に帰属する。~~

~~ウ 競争加入者は、入札執行後、保管金の払渡を求める旨の保管金払渡請求書を契約担当役へ提出すること。なお、落札者は、工事請負契約書案の提出と同時に提出すること。~~

~~② 入札保証金の納付に代わる担保が利付国債の場合は、政府保管有価証券払込済通~~

知書及び入札保証金納付書

~~ア 政府保管有価証券払込済通知書は、本学指定の銀行口座に見積金額の100分の5の金額以上に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。~~

~~イ 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「国立大学法人宮崎大学出納役財務課長 佐坂則明」と記載するように申し込むこと。~~

~~ウ 落札者が契約を結ばないときは、保管有価証券は、宮崎大学契約事務取扱規程第二十八条の三項の規定により本法人に帰属する。~~

~~エ 競争加入者は、入札執行後、契約担当役へ政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。~~

~~なお、落札者は、工事請負契約書案の提出と同時に提出すること。~~

③ ~~入札保証金の納付に代わる担保が落札者が契約を結ばないことによる損害金の支払を保証する銀行等の保証の場合は、当該保証書及び入札保証金納付書~~

~~ア 債務不履行により生ずる損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合（以下、「銀行等」という。）とする。~~

~~イ 保証書の宛名の欄には、「国立大学法人宮崎大学契約担当役理事 坂本秀敬」と記載するように申し込むこと。~~

~~ウ 保証債務の内容は落札者が契約を結ばないことによる損害金の支払いであること。~~

~~エ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、入札公告に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。~~

~~オ 保証金額は、見積金額の100分の5の金額以上とすること。~~

~~カ 保証期間は、書類の提出日から入札執行の日から7日を経過した日以降の日であって、契約担当役が指定する日までを含むものとする。~~

~~キ 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6月以上確保されるものとする。~~

~~ク 落札者が契約を結ばないときは、銀行等から支払われた保証金は、宮崎大学契約事務取扱規程第二十八条の三項により本法人に帰属する。~~

~~ケ 競争加入者は、入札執行後、契約担当役から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。ただし、落札者については、工事請負契約書案提出後、契約担当役から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。~~

~~コ 保証期間の不足により保証期間を変更する場合の取扱いについては契約担当役の指示に従うこと。~~

④ ~~落札者が契約を結ばないことにより生ずる損害をてん補する入札保証保険契約に係る証券~~

~~ア 入札保証保険とは、落札者が契約を結ばない場合に、保険会社が保険金を支払うことを約する保険である。~~

~~イ 入札保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。~~

~~ウ 保険証券の宛名の欄には、「国立大学法人宮崎大学契約担当役理事 坂本秀敬」と記載するように申し込むこと。~~

~~エ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、入札公告に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。~~

~~オ 保険金額は、見積金額の100分の5の金額以上とすること。~~

~~カ 保険期間は、書類の提出日から入札執行の日から7日を経過した日以降の日であって、契約担当役が指定する日までを含むものとする。~~

~~キ 落札者が契約を結ばないときは、保険会社から支払われた保険金は、宮崎大学契約事務取扱規程第二十八条の三項の規定により本法人に帰属する。~~

~~⑤ 契約保証を予約する金融機関等の契約保証予約証書~~

~~ア 契約保証を予約する金融機関等は、銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社とする。~~

~~イ 契約保証予約証書の宛名の欄には、「国立大学法人宮崎大学契約担当役理事 坂本秀敬」と記載するように申し込むこと。~~

~~ウ 契約保証の予約の内容は、金融機関等と競争加入者である予約契約者との間で予約に係る工事について契約保証の予約を行ったことであること。~~

~~エ 契約保証予約証書上の契約保証の予約に係る工事の工事名の欄には、入札公告に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。~~

~~オ 金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額は見積金額以上、又は保証金額は見積金額の100分の10の金額以上とすること。~~

~~カ 予約する契約保証が停止条件付契約保証でないこと。~~

~~キ 予約契約者が予約完結権を行使するに当たっていかなる留保も付されていないこと。~~

~~ク 「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成21年3月31日付け大臣官房文教施設企画部長通知）に基づく特別重点調査を受け、契約担当役の指示があった場合には、予約に係る保証金額が見積金額の100分の30以上となるよう、増額変更を行うこととし、別途定める日までに、予約に係る保証金額を増額変更する旨の金融機関等が交付する変更契約保証予約証書を提出すること。ただし、契約保証予約証書において予約に係る保証金額が明記されている場合に限る。~~

~~⑥ 入札保証金の還付について~~

~~競争参加資格がないと認められた者に対しては、当該者が競争参加資格の確認の結果の通知を受けた以降、入札書を提出しなかった者に対しては、入札執行日以降、入札保証金又は入札保証金の納付に代えて提供された担保の還付を行う。~~

(3) 契約の保証について

① 落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、次のアからクのいずれかの書類を提出しなければならない。

ア 契約保証金として納付するものが、現金の場合は、保管金領収証書及び契約保証金納付書

(ア) 保管金領収証書は、本学指定の銀行口座に契約保証金の金額に相当する金額の現金を払い込んで交付を受けること。

(イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「国立大学法人宮崎大学出納役財務課長 佐坂則明」と記載するように申し込むこと。

(ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当役の指示に従うこと。

(エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、契約保証金は、国立大学法人宮崎大学契約事務取扱規程第四十条第一項の規定により本法人に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(オ) 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金払渡請求書を提出すること。

イ 契約保証金の納付に代わる担保が、国債（国債に関する法律の規定により登録された国債を除く）、政府の保証のある債券、銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券、日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道及び日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社が発行した債券で政府の保証のある債券以外のもの、地方債及

び契約担当役が確実と認める社債の場合は、政府保管有価証券払込済通知書及び契約保証金納付書

(ア) 政府保管有価証券払込済通知書は、本学指定の銀行口座に契約保証金の金額に相当する金額の当該有価証券を払い込んで、交付を受けること。

(イ) 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「国立大学法人宮崎大学出納役財務課長 佐坂則明」と記載するように申し込むこと。

(ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当役の指示に従うこと。

(エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保管有価証券は、国立大学法人宮崎大学契約事務取扱規程第四十条第一項の規定により本法人に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(オ) 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

ウ 契約保証金の納付に代わる担保が、登録された国債又は地方債の場合は、当該登録済通知書又は登録済書並びに契約保証金納付書

(ア) 当該有価証券に質権設定の登録手続きを行い提出すること。

(イ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当者の指示に従うこと。

(ウ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該有価証券は、国立大学法人宮崎大学契約事務取扱規程第四十条第一項の規定により本法人に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(エ) 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

エ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は契約担当役が確実と認める金融機関が振り出し又は支払を保証した小切手、銀行又は契約担当役が確実と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形である場合は、当該有価証券及び契約保証金納付書

(ア) 請求代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当役の指示に従うこと。

(イ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該有価証券は、国立大学法人宮崎大学契約事務取扱規程第四十条第一項の規定により本法人に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(ウ) 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

オ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は契約担当役が確実と認める金融機関に対する定期預金債権の場合は、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債権者である銀行又は契約担当役が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面及び契約保証金納付書

(ア) 当該債権に質権を設定し提出すること。

(イ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当役の指示に従うこと。

(ウ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該債権は、国立大学法人宮崎大学契約事務取扱規程第四十条第一項の規定により本法人に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(エ) 受注者は、工事完成後、契約担当役から当該債権に係る証書及び当該債権に係る債権者である銀行又は契約担当役が確実と認める金融機関の承諾を証する

確定日付のある書面の返還を受けるものとする。

カ 債務不履行により損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書及び契約保証金納付書

- (ア) 債務不履行による損害金の支払を保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下、「金融機関等」と総称する。）とする。
- (イ) 保証書の宛名の欄には、「国立大学法人宮崎大学契約担当役理事 坂本秀敬」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 保証債務の内容は、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
- (エ) 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。
- (カ) 保証期間は、工期を含むものとする。
- (キ) 保証債務履行請求の有効期間は、保証期間経過後6月以上確保されるものとする。
- (ク) 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、契約担当役の指示に従うこと。
- (ケ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、金融機関等から支払われた保証金は、国立大学法人宮崎大学契約事務取扱規程第四十条第一項の規定により本法人に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合には、別途、超過分を徴収する。
- (コ) 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成后、契約担当役から保証書（変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還すること。

キ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

- (ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に保険金を支払うことを約する保険である。
- (イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- (ウ) 保険証券の宛名の欄には、「国立大学法人宮崎大学契約担当役理事 坂本秀敬」と記載するように申し込むこと。
- (エ) 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- (カ) 保険期間は、工期を含むものとする。
- (キ) 請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当役の指示に従うこと。
- (ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保険金は、国立大学法人宮崎大学契約事務取扱規程第四十条第一の規定により本法人に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

ク 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

- (ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社、銀行、農林中央金庫その他財務大臣の指定する金融機関（以下「保険会社等」という。）が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- (イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「国立大学法人宮崎大学契約担当役理事 坂本秀敬」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

- (エ) 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- (オ) 保証期間は、工期を含むものとする。
- (カ) 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、契約担当役の指示に従うこと。
- (キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保証金は、国立大学法人宮崎大学契約事務取扱規程第四十条第一の規定により本法人に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

- ② ①の規定による金融機関等が交付する金融機関等の保証に係る保証書、保険会社等が交付する公共工事履行保証証券に係る証券又は保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券の提出に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって金融機関等が定めて契約担当役の認める措置を講ずることができる。この場合において、落札者は当該保証書又は証券を提出したものとみなす。

当該措置について、受注者は、電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を契約担当役に提供し、契約担当役は、当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する方法とし、この場合において、契約情報及び認証情報について電子契約システム（又は電子メール）を介して提供すること。

※電子証書等 電磁的記録（電子的方法、電磁的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により発行された保証書又は証券をいう。

※電子証書等閲覧サービス 電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。

※契約情報 電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。

※認証情報 電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。

なお、保険会社の発行する電子証書等（以下「PDF発行証券」という。）については、暫定的な取扱いとして電子メールを用いて提出することができる。この場合の提出方法については、以下のいずれかによるものとし、保険会社に確認し、指定された手順を踏むこと。

ア 保険会社から発注者へ提出

受注者は「（保険会社の）発信メールアドレス」と「契約情報及び認証情報」を電子契約システム（又は電子メール）を介して提出し、保険会社は発注者側受信メールアドレスにPDF発行証券を送信する。

イ 受注者を通して発注者へ提出

受注者は「（受注者自身の）発信メールアドレス」を電子契約システム（又は電子メール）を介して提出し、発注者側受信メールアドレスにPDF発行証券と「契約情報及び認証情報」を送信する。

(4) 工事請負代金債権の債権譲渡

この工事の受注者は、地域建設業経営強化融資制度又は下請セーフティネット債務保証事業のいずれかに係る融資を受けることを目的として、工事請負代金債権の債権譲渡を申し出ることができるものとする。

(5) 下請契約の締結

受注者は、下請負人を使用する場合は、「建設工事標準下請契約約款」（昭和52年4月26日中央建設業審議会決定）に準拠した適切な下請契約を締結すること。また、

「建設業法令遵守ガイドライン（第9版）一元請負人と下請負人の関係に係る留意点一」（令和5年6月国土交通省不動産・建設経済局建設業課）により適切な取引をすること。

(6) 建設産業における生産システム合理化指針の遵守等について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成3年2月5日付け建設省経構発第2号建設省建設経済局長通知）において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。また、下請代金の支払については発注者から受取った前払金の下請建設業者に対する均てん、下請代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等その適正化について特段の配慮をすること。

(7) 監督職員の権限

基準第9第2項第1号から第3号に示す範囲とする。

(8) 請負代金の支払い

① 請負代金（前払金及び中間前払金を含む。）は、受注者からの適法な支払請求書に応じて国立大学法人宮崎大学財務部財務課から__3__回以内に支払うものとする。

~~② 支払限度額~~

~~国庫債務負担行為に係る契約において、最終の会計年度以外の各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、下記出来高予定額の10分の9以内とし、残額は令和〇年度において支払う。~~

~~③ 出来高予定額~~

~~支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、請負代金に次の割合を乗じた額とする。ただし、発注者は、予算の都合その他の必要があるときは、上記②支払限度額及び③出来高予定額を変更するものとする。~~

~~令和〇年度 〇%~~

~~令和〇年度 〇%~~

(9) 請負代金の前払い

① 公共工事の前払金保証事業会社と保証契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の4」以内の額の前払金を請求することができる。また、前払金の支払を受けた後、公共工事の前払金保証事業会社と保証契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の2」以内の額の中間前払金を請求することができる。ただし、中間前払いの請求は、請負代金額が1,000万円以上であつて、かつ、工期が150日以上である場合に限り請求できるものとする。

~~ただし、その支払は、各会計年度毎に、当該年度の出来高予定額の「10分の〇」以内の額とする。また、令和〇年度及び令和〇年度における前払金は、工事の出来高額がその前会計年度の工事出来高予定額まで達した後でなければ支払はない。~~

② 前払金の保証に係る保証証書の寄託について、原則、受注者は、電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書（電磁的記録により発行された保証証書をいう。以下同じ。）を閲覧するために用いる保証契約番号及び認証情報を契約担当役に提供し、契約担当役は、当該保証契約番号及び認証情報を用いて当該電子証書を閲覧する方法とし、この場合においては、保証契約番号及び認証情報について電子契約システム（又は電子メール）を介して提供すること。

(10) 契約不適合責任

基準第43及び第57による。

(11) 工事関係保険の締結

この工事の受注者は、速やかに、次の付保条件により、__組立保険__契約（共済その他これに準じる機能を有するものを含む。）を締結すること。

- ① 保険対象
工事請負契約の対象となっている工事全体とすること。
- ② 保険契約者
受注者とすること。
- ③ 被保険者
発注者並びに受注者及びそのすべての下請負人（リース仮設材を使用する場合には、リース業者を含む。）とすること。
- ④ 保険金額
請負代金額と同額とすること。ただし、支給材料又は貸与品の価額が算入されていないときはその新調達価額を加算し、保険の目的に含まれない工事の費用（解体撤去工事費、用地費、補償費等をいう。）が算入されているときはその金額を控除すること。
- ⑤ 保険金支払額の控除額（免責額）
請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を超えるときは20万円）未満とすること。
- ⑥ 保険金請求者
受注者とすること。
- ⑦ 保険期間
工事着手の日から工事目的物の完成引渡しの日までの期間とすること。
- ⑧ 特約条項
 - ア 同一発注者による同一工事場内における分離発注工事の隣接工区受注者相互間の求償権不行使特約を付帯すること。
 - ~~イ 水災危険担保特約を付帯すること。~~
 - ウ 次の付保条件により、損害賠償責任担保特約を付帯（請負業者賠償責任保険その他これに準じる機能を有するものを付保することを含む。）すること。
 - (ア) 対人賠償保険金額は、1名につき1億円以上かつ1事故につき10億円以上とすること。
 - (イ) 対物賠償保険金額は、1事故につき1億円以上とすること。
 - (ウ) 発注者受注者相互間の交差責任担保特約を付帯すること。
 - (エ) 分離発注工事の隣接工区に対する賠償責任担保特約を付帯すること。
 - ~~エ 損害てん補限度額は、1事故につき5,000万円以上又は請負代金額が5,000万円に満たない工事については請負代金額と同額とすること。~~
- ⑨ その他
 - ア ここで示す付保条件は、工事関係保険として最低限必要と思われる付保条件であり、受注者が受注者の判断でこれ以上の付保条件で工事関係保険を付保することを妨げるものでない。ただし、当該付保条件についても発注者が指示したものとみなす。
 - イ 建物の建築工事の受注者は、分離発注される当該建物の付帯設備工事の受注者と協議の上、建築工事の受注者が保険契約者となり、付帯設備工事の受注者を被保険者に加え、一括して建設工事保険契約を締結することも可能である。
 - ウ 受注者が工事関係保険契約を締結したときは、遅滞なく、その保険証券を発注者に提示すること。ただし、総括契約方式による付保の場合は、保険会社の引受証明を発注者に提示すること。
 - エ 工事関係保険契約締結後に設計変更等により工事期間又は請負代金額に変更を生じた場合などには、速やかに、付保条件について変更の手続をとること。

(12) 労災補償に必要な法定外の保険契約

受注者は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年6月14日法律第35号）に基づき、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険（法定外の労災保険）へ加入すること。

7 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 国立大学法人宮崎大学が発注する建設工事（以下、「発注工事」という。）において、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係業者（以下、「暴力団員等」という。）による不当要求又は工事妨害（以下、「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと（以下「警察への通報等」という。）。
- (2) (1)により警察への通報等を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること（以下「発注者への報告」という。）。
- (3) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

- (4) 前記(1)及び(2)の「警察への通報等」及び「発注者への報告」を怠ったことが確認された場合の措置について

① 指名停止又は文書注意

暴力団員等による不当介入を受けた受注者が警察への通報等及び発注者への報告を怠った場合は、「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）（以下「指名停止措置要領」という。）の別表第2第15項に規定する「不正又は不誠実な行為」に該当するものとして指名停止となる。

なお、指名停止に至らない事由の場合は、指名停止措置要領第12に規定する書面による注意の喚起（以下「文書注意」という。）に該当するものとして文書注意となる。

② 工事成績評定への反映

工事成績評定要領（平成20年1月17日付け文教施設企画部長決裁）に基づき、前記①による指名停止を受けた者については10点、文書注意を受けた者については8点の工事成績評定点の減点となる。

8 その他

- (1) 工事实績情報サービス（CORINS）への登録

この工事の受注者は、工事契約内容及び施工内容について契約締結後10日以内に、登録内容に変更があったときは登録内容に変更が生じた日から10日以内に、完成引渡しについて完成引渡し後10日以内にそれぞれの情報を一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報サービス（CORINS）へ登録すること。

~~なお、技術者の従事期間は、余裕期間を含まないものとする。~~

- ~~(2) 公共事業労務費調査への協力~~

~~毎年定期的に実施される公共事業労務費調査への協力を依頼することがあるので、労働基準法第108条による賃金台帳を整備しておくこと。~~

~~なお、賃金台帳の整備にあたっては、一般社団法人全国建設業協会刊「建設現場の賃金管理の手引き」によること。~~

- (3) 建設業退職金共済制度の履行

- ① 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1月以内（電子申請方式による場合に

あつては、工事請負契約締結後原則40日以内)に、発注者に提出しなければならない。また、受注者は、建設業退職金共済制度について、建設キャリアアップシステムの活用等により技能労働者等の就労状況を適切に把握し、これに基づく履行状況について、工事完成後、速やかに掛金充当実績報告総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。

② 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。

(4) 工事成績評定について

この工事は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（令和元年10月18日閣議決定）に基づき、文部科学省が定めた工事成績評定要領（平成20年1月17日付け文教施設企画部長決裁）による工事成績評定の対象工事である。

(5) ワンデーレスポンスの実施について

本工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。

① ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問、協議に対して、発注者は、基本的に「その日のうちに」回答するよう対応することである。なお、即日回答が困難な場合に、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることを含むものとする。

② 受注者は、実施工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。

③ 受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

(6) 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について

落札者（随意契約の場合にあつては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあつては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、契約担当官等に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

(7) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について

① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打ち合わせにおいて定める。

② 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（「完成検査結果通知書」における日付）とする。

(8) 現場代理人の工事現場における常駐の緩和について

① 基準第10第3項に規定する現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないとは、以下のものとする。

ア 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。）。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上、定める。

イ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除

く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

ウ 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。

エ 工事現場において作業等が行われていない期間。

- ② 基準第10第3項に規定する発注者との連絡体制が確保されるとは、発注者又は監督職員と携帯電話等で常に連絡が取られること、かつ、発注者又は監督職員が求めたときは、工事現場に速やかに向かう等の対応が取られることをいう。
- ③ その他請負契約の締結後、監督職員と協議の上、現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間を定める。

(9) 建設業法第26条第3項1号の規定の適用を受ける監理技術者の工事における取扱いについて

- ④ ~~本工事において、建設業法第26条第3項1号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例1号」という。）の配置を行う場合は以下のア〜ケの要件を全て満たさなければならない。~~

~~ア 各建設工事の請負代金の額が、1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）であること。なお、工事途中において、請負代金の額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）以上となった場合には、それ以降は専任特例を活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。~~

~~イ 建設工事の工事現場間の距離が、同一の主任技術者又は監理技術者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね2時間以内であること。なお、左記の移動時間は片道に要する時間であり、また、その判断は当該工事に関し通常の移動手段（自動車など）の利用を前提に、確実に実施できる手段により行うものとする。~~

~~ウ 当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が3を超えていないこと。なお、工事途中において、下請次数が3を超えた場合には、それ以降は専任特例1号は活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。~~

~~エ 当該建設工事に置かれる主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を当該建設工事に置いていること。なお、当該建設工事が主本一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し1年以上の実務の経験を有する者を当該工事現場に置くこと。連絡員は、各工事に置く必要がある。なお、同一の連絡員が複数の建設工事の連絡員を兼務することは可能である。また1つの建設工事に複数の連絡員を配置することも可能である。連絡員は、例えば工程会議や品質検査等が2つの工事現場で同時期に行われる場合に、監理技術者等が遠隔から指示等するにあたって、工事現場側にて適切に伝達する等、円滑な施工管理の補助を行う（事故等対応含む）ことを想定している。連絡員に必要な実務の経験として認められる内容は、法七条第二号に記載の営業所技術者（主任技術者）の実務の経験として認められる経験の考え方と同じでよい。連絡員に当該建設工事への専任や常駐は求めない。また、連絡員の雇用形態については、直接的・恒常的雇用関係は必要ない。ただし、連絡員は当該請負会社が配置するものであり、施工管理の最終的な責任は請負会社が負うことに留意が必要である。~~

~~オ 当該工事現場の施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。なお、情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、CCUS又はCCUSとAPI連携したシステムであることが望ましいが、その他のシステムであっても、遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステムであれば可能である。~~

~~カ 当該建設工事を請け負った建設業者が、次に掲げる事項を記載した人員の配置~~

~~の計画書を作成し、工事現場毎に備え置くこと。また、当該計画書は、建設業法二十八条の帳簿の保存期間と同じ期間、当該建設工事の帳簿を保存している営業所で保存しなければならない。なお、当該計画書の作成等は電磁的方法によることが可能である。~~

~~イ) 当該建設業者の名称及び所在地~~

~~ロ) 主任技術者又は監理技術者の氏名~~

~~ハ) 主任技術者又は監理技術者の一日あたりの労働時間のうち労働基準法第三十二條第一項の労働時間を超えるものの見込み及び労働時間の実績~~

~~ニ) 各建設工事に係る次の事項~~

~~(イ) 当該建設工事の名称及び工事現場の所在地~~

~~(ロ) 当該建設工事の内容 (法別表 1 上段の建設工事の種類)~~

~~(ハ) 当該建設工事の請負代金の額~~

~~(ニ) 工事現場間の移動時間~~

~~(ホ) 下請次数~~

~~(ヘ) 連絡員の氏名、所属会社及び実務の経験【実務の経験は、主木一式工事又は建築一式工事の場合に記載】~~

~~(ト) 施工体制を把握するための情報通信技術~~

~~(チ) 現場状況を把握するための情報通信機器~~

~~キ) 主任技術者又は監理技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。なお、情報通信機器については、遠隔の現場との必要な情報のやりとりを確実に実施できるものであればよい。そのため、左記を満足できれば、一般的なスマートフォンやタブレット端末、WEB 会議システムでも差し支えない。また、通信環境については、例えば、山間部等における工事現場において、遠隔からの確実な情報のやりとりができない場合はこの要件に該当しない。~~

~~ク) 兼務する建設工事の数は、2 を超えないこと。なお、「専任特例 1 号を活用した工事現場」と「専任を要しない工事現場」を同一の主任技術者又は監理技術者が兼務することは可能であるが、専任を要しない工事現場についても、イ～キの要件を満たし、かつ全ての工事現場の数が 2 を超えてはならない。~~

~~② 本工事の監理技術者が専任特例 1 号として兼務する事となる場合、前項ア～クの事項について確認できる書類を提出すること。~~

~~③ 本工事において、専任特例 1 号及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ (CORINS) への登録を行うこと。~~

本工事は、建設業法第 26 条第 3 項 1 号の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。

(10) 建設業法第 26 条第 3 項 2 号の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の工事における取扱いについて

~~① 本工事において、建設業法第 26 条第 3 項 2 号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例 2 号」という。）の配置を行う場合は以下のア～クの要件を全て満たさなければならない。~~

~~ア) 建設業法第 26 条第 3 項 2 号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。~~

~~イ) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例 2 号に求める技術検定種目と同じであること。~~

~~ウ) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。~~

~~エ) 同一の専任特例 2 号が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に 2 件までと~~

~~する。(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る)については、これら複数の工事を一の工事とみなす)~~

~~オ 専任特例2号が兼務できる工事は宮崎県内で2件までとする。~~

~~カ 専任特例2号は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立合等の職務を適正に遂行しなければならない。~~

~~キ 専任特例2号と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。~~

~~ク 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。~~

~~ケ 工事内容、工事における安全性・特殊性を考慮し、兼任を認めがたい場合は兼任を認めない。~~

~~② 本工事の監理技術者が専任特例2号として兼務する事となる場合、前項ア〜クの事項について確認できる書類を提出すること。~~

~~③ 本工事において、専任特例2号及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ(CORINS)への登録を行うこと。~~

本工事は、建設業法第26条第3項2号の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。

~~(11) 特別重点調査を受けた者との契約について~~

~~① 「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」(平成21年3月31日大臣官房文教施設企画部長通知(最終改正平成21年6月2日))に基づく特別重点調査を受けた者との契約については、その契約の保証については請負代金額の10分の3以上とし、前金払の割合については、請負代金額の10分の2以内とする。ただし、工事が進捗した場合の中間前金払及び部分払の請求を妨げるものではない。~~

~~② 「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」(平成21年3月31日大臣官房文教施設企画部長通知(最終改正平成21年6月2日))に基づく特別重点調査を受けた者と契約した場合においては、施工体制台帳の提出に際して、その内容のヒアリングを発注者から求められたときは、受注者の支店長又は営業所長等は応じなければならない。~~

~~③ 「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」(平成21年3月31日大臣官房文教施設企画部長通知(最終改正平成21年6月2日))に基づく特別重点調査を受けた者と契約した場合においては、仕様書に基づく施工計画の提出に際して、その内容のヒアリングを発注者から求められたときは、受注者の支店長又は営業所長等は応じなければならない。なお、受注者が②及び③に違反して、ヒアリングに応じなかった場合には「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第一第3号に該当することがある。~~

(12) 多様な働き方について

~~【単独での工事発注の場合】~~

~~本工事は、労働基準法の時間外労働規制を踏まえ、週休2日を前提に工期を設定している。受注者は工事着手前に、「現場閉所予定日」を記載した「実施工程表」等を提出する。変形労働時間制等の週休2日以外の働き方を希望する場合は、受注者は、施工期間、施工時間等について、監督職員と協議の上、実施するものとする。~~

~~また、工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。~~

~~なお、週休2日の考え方は以下のとおりである。~~

- ~~1) 「週休2日」とは、工期における全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所日に指定し、週ごとに2日以上現場閉所を行うことをいう。~~
- ~~2) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。また、降雨、降雪等による予定外の現場の閉所や猛暑による作業不能による一日を通しての現場の閉所についても、現場閉所に含めるものとする。~~

【一つの工事現場で複数の営繕工事を分離発注する工事の場合】

本工事は、労働基準法の時間外労働規制を踏まえ、週休2日を前提に工期を設定している。受注者は工事着手前に、「一斉現場閉所予定日」等を記載した「実施工程表」等を提出する。変形労働時間制等の週休2日以外の働き方を希望する場合は、受注者は、施工期間、施工時間等について、監督職員と協議の上、実施するものとする。

また、工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。なお、週休2日の考え方は以下の通りである。

- 1) 「週休2日」とは、工期における全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を一斉現場閉所日に指定し、週ごとに2日以上の一斉現場閉所を行うことをいう。
- 2) 「一斉現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して全ての工事で現場が閉所された状態をいう。また、降雨、降雪等による予定外の現場の閉所や猛暑による作業不能による一日を通しての現場の閉所についても、現場閉所に含めるものとする。

(13) 猛暑による作業不能日数について

本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいます。

- ① 作業不能日数：1日間
- ② 上記①は、環境省が公表する九州地方_宮崎県_宮崎地点におけるWBGT値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）過去5年分（2021年～2025年）について、本工事の工期に対応する期間（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日及び夏季休暇（3日）を除く。）において、8時から17時の間にWBGT値が31以上となった時間を算定し、日数に換算したものを年平均したもの。
- ③ 気象状況により、工期中に発生した猛暑による作業不能日数の算定の対象とする時間（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する九州地方_宮崎県_宮崎地点におけるWBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））が①の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

(14) デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入及び工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事で受注者がデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上でデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。対象工事では、以下の①から③の全てを実施することとする。

なお、本項に規定していない事項は「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」に準ずる。

① 必要な機器・ソフトウェア等の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）については、「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」の「2.1.2 形状,寸法,仕様等の確認方法2.」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認機能（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、対象工事での使用機器について提示するものとする。

② デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」の「3. (3) 撮影方法」による。

なお、対象工事において、「小黑板情報電子化」と「小黑板を被写体に添えての撮影（従来の方法）」を併用することは差し支えない（例えば、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、使用機器の利用が困難な工種が想定される）。

③ 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、②に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL（<https://www.jcomsia.org/kokuban/software/>）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

~~(15) 建設キャリアアップシステム活用推奨モデル工事について~~

~~本工事は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用を図るため、CCUSに本工事の建設現場に係る情報等を登録している事業者の比率等について目標を設定し、その達成状況に応じた工事成績評価を実施する試行工事である。~~

(16) 共通費実態調査への協力について

共通費実態調査（共通費モニタリング調査）へ選定された工事は、国土交通省書式調査票の提出を依頼することがあるので、協力をお願いします。